

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第1号に掲げるたこ漁業(十勝総合振興局管内沖合海域)について、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。
令和2年12月1日

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
たこ漁業	十勝総合振興局管内 沖合海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以東と十勝郡と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以西の海域。	毎年4月1日から翌年3月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:9隻)	20トン未満	十勝総合振興局管内に住所を有する者